

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、香川勤労者医療福祉会職員労働組合執行委員長森本義博から次のとおり争議行為を行う旨、平成19年3月2日通知があった。

平成19年3月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 事件

平成19年春闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

2 日時

平成19年3月15日午前0時以降、要求実現までの間

3 場所

香川勤労者医療福祉会 高松協同病院 香川県高松市木太町7区4664番地

4 争議行為の概要

前記の場所における、全体的又は部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形の争議行為。
ただし、救急患者及び入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。